

2 高保体第 1033 号
令和 3 年 2 月 12 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長
高 等 学 校 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した
県立学校の部活動の考え方について（通知）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、標題の件について、県立学校に対して別添（写し）のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

【担当】	高知県教育委員会事務局
保健体育課	小谷、中内（088-821-4900）
高等学校課	山中、岩河（088-821-4907）
特別支援教育課	濱口、吉井（088-821-4741）

2 高保体第 1033 号
令和 3 年 2 月 12 日

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した
県立学校の部活動の考え方について（通知）

日頃は、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきありがとうございます。

ここ最近の県内の感染状況はやや落ち着いてきておりますが、高知県のステージは「警戒」を維持し、他県との往来等に係る県の制限については3月7日まで継続されています。

県内における新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、部活動に関するこれまでの通知などを整理し、新たに「新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方について」を別紙のとおりとしますので、生徒及び教職員への周知をお願いします。

なお、2月15日以降の対応を下記に示していますので、それに準じた活動をお願いします。

これに伴い、令和2年5月29日付け2高保体第238号「県立学校における臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方について（通知）」（別紙含む）につきましては、廃止します。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

記

- 1 部活動の対応については、**2月15日（月）以降**、別紙によることとします。
- 2 現在は、高知県のステージが「警戒」となっており、対外試合等は「状況により慎重に検討する」、日常的な活動は「一部制限Ⅱ」での活動となりますので、感染防止対策を徹底して行うようにしてください。
なお、今後、高知県のステージが「注意」及び「感染観察」に引き下げられた場合には、それに準じた対応とします。
ただし、県外との練習試合（県外へ行く、県外から招く）については、別紙の欄外の〈県外との練習試合の取扱いについて〉を参照してください。
- 3 別紙の右側の枠囲み部分〈部活動における感染防止対策〉に、部室等の利用及び食事の場面に関する内容を追記しています。

【担当】 高知県教育委員会事務局

保健体育課	小谷、中内（088-821-4900）
高等学校課	山中、岩河（088-821-4907）
特別支援教育課	濱口、吉井（088-821-4741）

別紙

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方

～部活動で感染者を出さない、生徒を守る～

高知県のステージ
非常事態
特別警戒
警戒
注意
感染観察

対外試合等（欄外を参照）	日常的な活動
・高知県のステージが「非常事態」「特別警戒」にある時 県内外における公式戦・発表会等 → 参加しない 県内外における練習試合等 → 禁止する	★禁止 ・学校や公共施設での活動は 不可とする ・各自が自宅で自主練習とする
・高知県のステージが「警戒」にある時 県内外における公式戦・発表会等への参加及び 県内外における練習試合等への参加 → 状況により 慎重に検討する	☆一部制限Ⅰ （感染状況により活動を禁止する場合がある） ・平日 1 時間程度まで ・休日 2 時間程度まで （休日の活動は土日のどちらかとする） ☆一部制限Ⅱ ・平日 2 時間程度まで ・休日 3 時間程度まで
・高知県のステージが「注意」「感染観察」にある時 県内外における公式戦・発表会等及び 県内外における練習試合等への参加 → 制限しない	☆通常 ・平日 2 時間程度まで ・休日 3 時間程度まで ・平日 3 時間まで（校長の許可） ・休日 4 時間まで（校長の許可） ・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う ・時間を延長する場合には、新たに保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする なお、活動中における生徒の健康管理や新型コロナウイルス感染防止対策について、 顧問はより一層の注意を払うこととする



◆三密の回避
（密閉・密集・密接）



◆感染症対策の3つのポイント
・感染源を絶つこと
・感染経路を絶つこと
・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- 部室等の利用は、短時間で分散し会話を控える
- 食事をとる場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置にする
また、距離がとれなければ会話を控える（黙食）
- 生徒の怪我防止（徐々に強度や難易度を高める）
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、参加しない
（家族に発熱等の症状が見られる時も、参加しない）
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底 
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保 
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼吸が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける 
- マスクの正しい着用（移動時、活動以外時等）
- ステージによっては、活動時もマスクを着用した活動を行う

- * 高知県のステージが変更になる場合は、高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定される。
- * 原則として上表のとおりとするが、各福祉保健所管内の感染状況を踏まえて判断するため、高知県のステージと日常的な活動のレベルとが一致しない場合がある。
（例：A 保健所管内が特別警戒ステージ相当のため、部活動は一部制限Ⅰとするが、B 保健所管内は警戒ステージ相当であるため、部活動は一部制限Ⅱとするような場合があること。）
- * 発熱等の症状がある生徒・顧問及び、家族に発熱等の症状がみられる生徒・顧問は、部活動に参加させないようにすること。
- * 部活動を実施する場合、顧問は活動内容等の工夫を行い、指導の際には必ずマスクを着用し、生徒にも可能な限りマスクを着用させること。
- * 感染者が発生した部は、感染拡大防止の観点から、活動場所及び部室等の消毒を行い、濃厚接触者とならなかった部員・顧問についても健康状態を確認するため、日常的な活動は1週間程度の停止期間を設けること。
ただし、公式戦等出場に関しては、関係団体と協議し別途示すこととする。
- * 校長の判断により、通学生徒の居住地の感染状況などから、制限の厳しい内容を選択することができる。
（例：学校が日常的な活動において警戒ステージ（一部制限Ⅱ）であっても、在籍生徒が感染拡大地域から多く通学している場合などは、特別警戒ステージ（一部制限Ⅰ）での対応とすることができる。）

〈高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時の、公式戦・発表会等の取扱いについて〉

- ①上位大会がない県内の大会：参加しない。
- ②上位大会のある県予選の大会：校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のみ活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認める場合がある。
- ③全国大会・ブロック大会：出場が決まっている場合は、校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のみ活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認める場合がある。

〈県内での練習試合の取扱いについて〉

- ①高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時は、県内での練習試合は禁止する。
- ②高知県のステージが「警戒」にある時は、必ず校長が内容を確認し、少ない参加校で定められた練習時間を守り、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに活動すること。

〈県外との練習試合の取扱いについて（県外へ行く場合、県外から招く場合）〉

- ①高知県のステージに関わらず、県外の感染状況により慎重に検討すること。
- ②高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時は、県外との練習試合は禁止する。
- ③高知県のステージが「警戒」「注意」「感染観察」にある時でも、他県との往來を県が制限している場合は、それに準じて県外との練習試合は禁止する。

高知市保健所	幡多福祉保健所	須崎福祉保健所	中央東福祉保健所	中央西福祉保健所	安芸福祉保健所
高知市	宿毛市・土佐清水市・四万十市・黒潮町・大月町・三原村	須崎市・中土佐町・梶原町・津野町・四万十町	南国市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村	土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村

* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、**各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等**が示す方針や通知を踏まえ対応する。

県民の皆さまへのメッセージ

- 本日、今まで療養中であった県民の方々のうち、新たに3名の方の死亡が確認されました。心から哀悼の意を表したいと思います。
- また、全国的には東京や大阪などの10都府県で、2月7日までとされていた緊急事態宣言が3月7日までの1ヶ月間延長されることになりました。
- したがって、これまでお願いしてまいりました「感染拡大地域との往来」は必要最小限としていくことは、引き続き3月7日までの間、県民の皆さまにもご協力いただきたいと思います。
- 併せて、感染拡大地域で会食される場合には「大人数、長時間の会食は控える」といった点についても、引き続き留意をお願いしたいと考えます。
- 一方で、県内の感染状況を見ると、今週は約2ヶ月ぶりに1日あたりの新たな感染確認がゼロの日もあり、引き続き落ち着いています。これはひとえに、県民の皆さまや事業者の皆さまのご協力の賜物です。御礼を申し上げたいと思います。
- しかしながら、感染の収束までを見通すには至っておりません。一気に気を緩めて元に戻ると、また感染が急拡大しかねない状況であると考えます。県内で社会経済活動の回復を図っていただければいいませんが、これも一気にではなくて、徐々に、段階的に回復していくことが肝要だと思えます。
- 「飲食・会食」につきまして、今までは「4人以下・2時間以内」といった具体的な数字を示してお願いしてまいりましたが、2月8日以降は数字を示した形での自制のお願いは差し控えます。
- しかし、通常行っているよりは、例えば、毎年この時期に行う会食や会合、または毎月定例的にやっている通常のペースでの会食に比べれば、人数の規模を縮小していただく、時間を短縮していただくといったことを可能な範囲で講じていただきたいと思います。検討を是非よろしくお願いいたします。

- そして、「飲食・会食」に関して、特に事業者の皆さまに改めてお願いしたいと思います。昨年12月の全国第3波の感染拡大の中で、本県でも「飲食・会食」「長時間の会話」といった中で多くの感染事例が出ております。
- 大変印象に残っておりますのは、二次会のスナックやバーといったところで、長時間お酒を飲みながらマスクを外して会話していたことが感染に結びついたと思われる事例が多数あったということです。
- 親しく親密にお客さまをお迎えしたいという考えの中でマスクを外してということであったかもしれませんが、マスクを外して長時間お酒を飲みながら会話することは、非常に大きな感染のリスクを生みます。
- 少なくとも、経営者や従業員の方々につきましては、マスクの着用を是非よろしくお願いしたいと思います。マスクの着用は一つの例であり、飲食店における感染拡大防止対策も是非しっかりと講じて、来店されるお客さまの命と健康をしっかりと守っていくと体制を整えたいという事業活動を行っていただきたいと思います。
- 今回、会食に関する自制のお願いを緩和しますが、改めてこの点を事業者の皆さまによろしくお願いいたしたいと思います。
- 1日も早い感染の収束に向けて、引き続き県民の皆さまと心をつなげて取り組んでまいりたいと思います。どうか、よろしくご協力いただきますようお願いいたします。

令和3年2月5日

高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長
(知事) 濱田省司

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 (令和3年2月5日時点)

判断指標 ※1	ステージ	感染観察 (緑)	注意 (黄)	警戒 (オレンジ)	特別警戒 (赤)	非常事態 (紫)
	直近7日間の新規感染者数	0～3人	4人以上	14人以上	105人以上	175人以上
	最大確保病床の占有率	10%未満		10%以上	20%以上	50%以上
対応方針	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離 (1～2m) の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 				
	国の分科会のステージ区分	Ⅰ 散発的発生		Ⅱ 漸増	Ⅲ 急増	Ⅳ 爆発的拡大
	外出	「3密」の徹底回避		ガイドラインが遵守されていない酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	昼夜を問わない不要不急の外出自粛の検討・実施
	休業等の要請	—	—	—	一定の業種 ※2 の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施	
	会食	(共通事項に留意)	可能な範囲で規模縮小・時間短縮を	小規模グループかつ短時間で	家族以外での会食を控える	
	イベント等	(国の基本的対処方針、ガイドライン等に基づき対応)			開催・参加の再検討	開催・参加自粛
	県立学校	各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※3				
	県立施設		開館		屋内施設の休館を検討	休館
	他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断				

※1 判断指標については、①全療養者数 (特別警戒：105人以上)、②最大確保病床の占有率、③直近7日間の新規感染者数、④直近1週間と先週1週間の新規感染者数の比較、⑤感染経路不明割合 (特別警戒：50%)、⑥PCR陽性率 (特別警戒：10%以上) の6つの指標や入院中の重症者数等も考慮し、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。

※3 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。

県民・事業者の皆さまへのお願い ～高知家全員の力を結集し、新型コロナに打ち勝つ！～

継続していただく取り組み（3月7日まで）

○他県との往来について（緊急事態宣言の対象地域など、感染拡大地域への移動について）

- 1 帰省や旅行など、**県をまたぐ移動は必要最小限**とし、その際はマスクの着用や3密回避等の**感染防止対策を徹底**してください。
- 2 特に、移動先では、**大人数（例えば5人以上）や長時間の会食を控えて**ください。
- 3 **そうした対応が難しい場合には、帰省や旅行などでの移動は、慎重に検討**してください。
- 4 **発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、帰省や旅行を控えて**ください。

○県民の皆さまへ

1 外出について

- (1) 飲食店を利用する際は、「新型コロナウイルス対策の実施中」を示すポスターの掲示を目安に、ガイドラインを遵守しているお店を選んでください。
- (2) 「ガイドラインが遵守されていない」酒類を提供する飲食店の利用は、控えるようお願いします。

2 会食について

- (1) **可能な範囲で「規模縮小」「時間短縮」していただくようお願いします。**
- (2) **会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。**
- (3) **特に、飲酒の場などでの「献杯・返杯」や「大声での会話」、「マスクを外してのカラオケ」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。**

3 基本的な感染防止策の徹底等について

- (1) マスクの着用、3密の回避等を徹底してください。
- (2) 接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。
- (3) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。

○事業者の皆さまへ

- (1) ガイドライン等に基づく感染防止対策（**特に、従業員のマスク着用の徹底**）がきちんと行われているか、改めて確認してください。
- (2) 特に、酒類を提供する飲食店の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いします。
- (3) 感染防止対策が不十分な場合には、対策の徹底をお願いします。

Go To Eat事業について

会食における利用制限

- ・人数は「4人以下のグループ」で
- ・時間は「2時間以内」に

は2月7日（日）で終了しますが、

引き続き、感染拡大を防止するため、

可能な範囲で規模を縮小し、可能な範囲で時間を短縮していただくよう、

ご協力をお願いします。